

Q. 文化財への財政支援は

A. 交付金を交付している



さかた よしお
坂田芳郎 議員

Sakata Yoshio

9月定例会

質疑あれこれ

討議

一般質問

追跡

町の皆様との、立ち話である。

「そんなさあ、あんたさん。田んぼと畑しかなかつた所に文化も伝統も無いわさあ。そんなことよりもさあ…。」

また「なんにも無かつた所に、歴史なんて無いわさ。あつたとしても水争いか、一揆、それとも落ち武者狩りくらいだわあ。」との事である。

実に率直な物言いである。なかなかの問題を含んでおり、返す言葉が無い。故に伺う。

Q 本町の「独自の文化・伝統」という言葉は、町政を預かる者、また議会人からよく耳にするフレーズである。本町として認めている文化・伝統は何かあるか。また、それらに客観的判断力を持つ目安の一つでもある国・県指定の有形・無形文化財にはどのようなものがあるか。

A 教育委員会事務局長
町指定の文化財は8件である。そのうち有形文化財

は、延命寺所有の葬儀絵巻、八所神社所有の狛犬、長寿寺所有の薬師如来坐像の3件である。無形文化財は木遣保存会の木遣、神楽保存会の神楽、伊勢山神楽保存会の伊勢山神楽の3件である。史跡天然記念物は、河村米光氏所有のいぢい樫4本、千松寺所有の楠1本の2件である。

国指定の文化財はないが、県指定の文化財は、常安寺所有の铸造誕生生物立像、延命寺所有の木造地藏菩薩立像の計2件の有形文化財がある。

Q その有形文化財所持者、またその他・無形諸々の団体と本町自治体との接点、かわり、また財政支援の有無は。

A 教育委員会事務局長
文化財の指定をうけた所有者および団体には、日常の看守、清掃や公開などの維持管理に必要な経費に充てるため、毎年、交付金を交付している。教育委員会事務局職員は、交付金の交付手続きの際、

文化財の維持管理の状況を所有者などに確認している。
また、文化財の修理などが必要になった場合には、経費の一部を補助金として交付する制度がある。



▲後世に残したい文化財。写真は八所神社の狛犬